

16 . 安全施工サイクルの充実について

16 - 1 . 送り出し教育の実施について (戸東安第 80 - 33 号)

1) 送り出し教育とは？

作業所に新規に入場する作業員に対し、所属会社の事業者が作業所のルール、安全心得等の教育を実施し、作業所に送り出す事を『送り出し教育』という。

作業所は、事前に教育資料を1次協力会社に提供する。

所属会社の事業者(作業員を雇用している会社)が教育資料を基に作業員の送り出し教育を実施する。

2) 送り出し教育の役割分担

作業所が実施する事項

教育資料を1次協力会社に提供する

教育資料

送り出し教育シート

作業所独自の注意事項

現場案内図

新規入場者教育時

- a. 送り出し教育シートの確認、受領
- b. 新規入場者アンケート
- c. 作業所独自の注意事項を再確認
- d. 血圧測定 測定値を記入させる
- e. アンケート用紙へ作業員自筆のサインを記入させる

事業者(作業員を雇用している会社)が実施する事項

1次協力会社より提出された、作業所の教育資料を基に作業員の教育を実施する。

教育資料による教育

送り出し教育シートは、教育を受けた作業員が自筆のサインをし、新規入場時に作業所に持参する

新規入場者アンケート

作業員が事前に必要事項を記入し、新規入場時に作業所に持参する

注 作業所での血圧測定値と自筆のサインは新規入場時に記入する

16-2. 高齢者・高血圧者の対応について (戸東安第85-46号)

作業所、事業主、安全衛生責任者(職長)、作業員本人は、高齢者・高血圧者の就業制限業務内容(戸安様式10号)を認識し、適正配置を実践すると共に、働きやすい環境の整備と対策を推進し災害の防止を図ること。

就業制限業務の内容

単独作業禁止

2メートル以上の足場、脚立、ローリング、高所作業車を使用しての作業禁止

30kg以上の重量物の取り扱い(断続作業) 20kg以上の重量物の取り扱い(継続作業)作業禁止

衝撃吸収性の高い安全靴(エアークッション機能等)の着用義務

その他の禁止作業(作業所記入)

運用方法

高齢者は、65歳以上とする。

作業所は作業所の特異性を考慮した制限内容を追記し、協力会社に事前に渡す。

事業主は、雇入れ時に免許証、住民票等で年齢の確認を行う。

所属会社の事業者は、送り出し教育時に作業員本人に就業制限業務内容の写しを渡し、周知する。

所属会社の事業者は、安全衛生責任者(職長)に高齢者・高血圧者就業報告書の写しを渡し、就業制限業務内容を考慮した適性配置をするよう指示すること。

作業所は、新規入場時に本人に直接年齢の確認をする。

グリーンサイトの記載事項より、この通達を優先する

16-3. 年少者の対応について (戸東安第86-44号)

グリーンファイルの「年少者・高齢者・高血圧者就業報告書」に、「* 年少者の場合は、年齢を証明する書類及び親(保護者)の就業承認書を添付すること」となっています。

親(保護者)の「就業承認書」は整備されているのと、年齢を証明する書類として、

「住民票記載事項証明書」(住民票はプライバシーの関係で求めないよう行政からの指導があり、住民票記載事項証明書で良い)の写しを備え付け徹底すること。

グリーンファイル「年少者・高齢者・高血圧者就業報告書」より<参考>

年少者の就業制限業務の内容

1. 高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所での作業
2. 足場の組立、解体作業(地上、床上での補助作業を除く)
3. さく岩機等(電動チップパー、ブレーカー等)身体に著しい振動を与える機械・器具を用いる作業
4. じんあい、粉末を著しく飛散する場所での作業
5. 30kg以上の重量物の取り扱い(断続作業)
6. 精神的、肉体的緊張を継続する作業
7. 炎天下の作業など疲労を蓄積する作業
8. その他の禁止作業(作業所記入)

* 年少者の場合は、**年齢を証明する書類**及び親(保護者)の就業承認書を添付すること。

16 - 4 .「労災かくし」の防止について（戸東安第 84-60、85-49、88 - 32号）

作業所長、職員は、下記の対策を理解し「労災かくし」の防止を図ること。

【防止対策】

事故・災害が発生した場合の第一報は工務部長へ。

病院には、社員が必ず同行すること。

労災指定病院を原則とする。（被災の救急性を考慮し、判断すること）

労災指定外病院の場合は、現金での支払となるが領収書のおて先は被災者名で受け取ること。（戸田建設名で受け取る事は誤解を招く）

いずれの病院でも、労災手続きをすることを明確に病院、被災者に伝えること。

諸官庁への提出書類は安全部の確認を得て提出すること。

発生後は速やかに朝(昼)礼、連絡調整会議（安全工程打合せ）時に災害の報告と再発防止の教育指導を徹底すること。

【作業員を含む関係者の教育】

「労災かくし」の防止についての教育は、継続的に災害防止協議会、作業間連絡調整会議、職長会、朝礼、新規入場者教育等で行うこと。

ケガの大小を問わず作業所長に必ず報告すること。

被災時にはケガと思わず作業所長に報告しなかったが、後で痛み等が発症した場合は、事業主と作業所長に必ず連絡し、指示を仰ぐこと。（被災者の判断で勝手に病院に行かない）

労働災害を個人の健康保険で処理することは法違反であると共に、「労災かくし」の第一歩と見られる。

労災の手続きをすることで、職場に復帰するまでの療養補償及び休業補償が受けられる。

16 - 5 .「5分間立ち止りパトロール」について（戸東安第 88 - 16号）

「物」は基より、「人」「管理」の視点から、作業場に立ち止り、作業員の行動を監視して不安全行動を見い出し、不安全行動を起こしている、起こさせている真の要因を指摘・指導する「5分間立ち止りパトロール」を展開し災害の撲滅を図る。

「5分間立ち止りパトロール」の要点

「人の行動」を考える

不安全行動をしていないか？ なぜ不安全行動となっているのか？ 現象だけを改善しても根本的な対策とはならず、一時的で再び同じ現象が現れる。潜在する真の原因を見つけ出し、指摘・指導する側とされる側の双方の合意（納得）が必要。

「物の姿」から「人の行動」を考える

巡回時に5分間立ち止り、作業現状の「物」の姿から、これから「人」がどのような行動を起こすのか？ どのような災害につながるのか？「思いをめぐらす」

「定常作業」から「非常作業」を見つけ出す

作業手順が明確な定常作業よりも、不明確に成り易い非常作業に災害が多く発生している。巡回中の作業の実態に非常作業が有るのか、今後発生するのを見つけ出す。

「どうしたら災害をおこせるか」？

これならまず「災害は起こらない」と思うから、「思ってもいなかった災害」が起こる。巡回者も危険予知が必要で、乱暴な話であるが、「どうしたら災害をおこせるか」と考え、巡回すると今まで見えなかった原因（災害）が見えてくる。

16-6. 「KYシート」の運用について（戸東安第91-23号、92-03号）

施工部位別に小グループ化し、作業に適したKYを！（戸東安第91-23号）

実施の不十分さ

ひとつのKY活動が多人数（20人以上）で実施されている。

真の危険有害要員の特定が難しい。

施工部位が違う中で、1グループで実施されている。

作業場所が違えば、危険有害要因が違う認識が希薄。

作業フローが違えば、施工条件が違うにも関わらずワンシートに記載している。

KY活動の改善点

施工部位が違う場合は、部位別にKY活動を！ 作業に則した小グループ化を！

各作業に潜在する危険リスクを具体的に把握出来る。

各作業に適した作業単位で、KY活動をする。

小グループ化の基準は、外部・内部・屋上・足場上・スラブ上等で分類！

グループの班長の安全に対する自覚及び安全意識の向上が見込まれる。

<戸東安第92-03号>

1) 「KYシート上段」 作業前日、事務所で記入する。（前日KY）

連絡調整会議 職長は作業日誌の元請け指示事項をKYシートに転記する。

危険ポイント 職長は、施工手順・作業内容の危険要因を洗い出し、事前に記入する

KYリーダー KYリーダーは職長でなくてもよい、職長はリーダーを指名・指導する。

2) 「KYシート下段」(当日KY) 現地KYより記入する

元請指示追加 新たな元請指示事項を追記する。

新たな危険 当日現地KYで見つけた**新たな危険なポイント**のみに 印を付ける。

KYリーダーの気遣い 新規入場者、経験1年未満者にKYの確認

具体的な対策 前日KYと当日現地KYより危険なポイントの対策を記入する。

（提出） 職長は毎日の作業終了報告時に「KYシート」を作業所に提出報告する。

3) その他の記入要領

作業所確認欄・・・作業所確認欄には元請職員が巡視時サイン（印）を行う。

元請指示欄・・・元請は安全指示事項（作業安全指示書・作業日誌）を記入する。

参加者名・・・職長を含めて参加者名を記入。

昼一番のKYの参加者は印を決めてマークする。

昼一番のKY・・・実施したら 内にチェック「レ」を入れる。

現地KYシ		実施日 4月1日		工事名称 第三戸田ビル新築工事									
会社名	関東設備	職長名(KYリーダー)	関直一郎	元請指示印	松本								
本日の作業内容	2階、 作業日誌の安全指示事項や所長からの注意・指示事項を職長が転記し安全施工サイクルを展開する。 追加指示事項も追記する。			開口付近の作業	有無								
元請指示事項	立ち馬は使用ルールを守って使用する事。ステップ上での作業は厳禁			足場上の作業	有無								
危険のポイント どんな危険があるか	危険性又有害要因の特定(洗い出し)			見逃もり	評価								
	…するとき	(原因)物・状態…が…なので…して	…になる(事故の型)	可能性 ₁	重大性 ₂	危険度							
	ダクト吊り込み	立ち馬のステップを踏み外して	転落する	3 2	3 2	6 点							
	"	資材運搬時に他の職人と上を見ていて	ぶつかる	3 2	3 2	2 点							
"	現地KY時に新たに見つけたポイントだけに付ける	床段差に気づかず	3 2	3 2	1 点								
1 可能性の点数基準：ほとんど起きない=1、起きる=2、かなり起きる=3 2 重大性の点数基準：軽い=1、重い=2、重大=3													
作業手順書で表現できない・判断できない・現地がある場合 現地・現物・現実を見て自分出来る対策を考えよう													
現地KYで新たに見つけた危険ポイント(で囲んでみる)	転落する 落ちる	転倒する つまづく	つぶされる たたく	はさまれる はさむ	接触する ぶつかる	物が落ちる 落ちてくる	すべる	踏み外す 踏み抜く	可燃物 燃える	その他現場で 気付いたこと	電線が通路上にある	元請確認	松本
作業環境	足場使用前点検	良/否	床端部・開口部周囲の2重の安全対策(フェルセーフ)	良/否	体調確認	良/否	KYリーダーの気遣い 新規や経験1年未満の人は、自分の作業で身を守ることを考えていましたか 新規入場者が 経験1年未満が 自分の安全対策を考えた 自分の安全対策を考えた 安全対策の指導を受けた 安全対策の指導を受けた 今日は入場していない 今日は入場していない						
本日の行動目標	…するとき	…の…をして			…する	午後作業前にチェック							
現場での具体的な対策	ダクト吊り込み	立ち馬はルールを守って使用する			最初に選んだ危険ポイントと現場で新たに見つけた危険から、より危険なポイントへの対策を記載								
参加者名(職長含む)	秋田 洋一	福井 孝四郎	昼のKY確認										
合計 6人	山形 誠二	島根 五郎	全員ケガ無く終了										
新規入場者・経験1年未満は自分でチェックする	富山 三郎	山口 俊六	職長サイン										

前日に職長が作業内容を記載し、社員が受け付けて元請指示事項を書く。

作業毎に現地で確認目標を書き、

16-7. 安衛法上、作業所長が講ずべき措置 (戸東安第91-34号)

安衛法 第21条 (掘削、採石、荷役、伐木等から危険防止措置)

- ・事業者は、作業者が**墜落するおそれのある場所、土砂が崩壊するおそれのある場所等**に係わる**危険を防止する必要な措置**を講じなければならない。

安衛法 第29条 (元方事業者の講ずべき措置等)

- ・元方事業者は、協力会社の作業者がこの法令に**違反しないよう指導**を行わなければならない。
- ・法令に違反しているときは、**是正のため必要な指示**を行わなければならない。

安衛法 第30条 (特定元方事業者等の講ずべき措置)

元請と多数の協力会社の作業者が同一場所で**混在作業**することで発生する労働災害を防止するため、次の措置を行わなければならない。

- ・ **協議組織の設置及び運営**
- ・ **作業間の連絡及び調整**
- ・ **作業場所の巡視**
- ・ **関係請負人が行う安全・衛生教育の指導及び援助**
- ・ **機械、設備等の配置計画及び関係請負人が行う講ずべき措置の指導**
- ・ **当該労働災害を防止するため必要な事項**

安衛法 第31条 (注文者の講ずべき措置)

協力会社に建設物、設備を提供した場合、労働災害防止のため必要な措置をとらなければならない。